

補助金調書

補助金名	福岡市地区防犯協会事業補助金			担当課 (連絡先)	市民局生活安全部防犯・交通安全課 (TEL: 711-4054)
交 付 先	■ 団体	福岡市内警察署単位の 地区防犯協会		区分	その他の補助金
交付先決定方法	■ 非公募	(公募の場合) 公募時期			
(公募の場合) 応募要件					
(非公募の場合) 非公募の理由	地区防犯協会は、犯罪のない明るい社会の実現に寄与することを目的とし、安全安心な地域社会のため、様々な活動を行っている。 地域の防犯は校区や町内会、事業者単位だけでは対応が難しいことも多く、地区防犯協会が警察や行政、事業者等と連携し迅速な活動を行うことで、犯罪の抑止や防犯情報の周知、防犯意識の啓発などにつながっている。 このように、市内の警察署単位に設置され、なおかつ地域と密着した活動を行う団体は他になく、本補助金は公募に馴染まないものである。				
補助開始年度	平成6	年度	経過年数	32	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	【目的】 福岡市内警察署単位の地区防犯協会が行う犯罪の予防、暴力追放などの地域安全に関する各種活動等を支援することにより、犯罪のない安全で住みよいまちづくりを推進する。 【補助対象事業】 地区防犯協会が実施する地域安全に関する事業であって、次に掲げるもの。 (1) 防犯対策に関する事業 (2) 暴力追放に関する事業 (3) 少年非行防止に関する事業 (4) その他、補助金交付の目的達成に必要な事業で市長が定めるもの。				
補助金の終期	令和10	年度	延長回数	3	回
終期を延長する理由	地区防犯協会は安全安心な地域社会のため様々な活動を行っており、地域や事業者等と密着して活動を行う団体である。これらの活動を支援することは、犯罪のない安全安心で住みよいまちづくりの推進につながることから引き続き補助金の継続を必要とする。				
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	■ その他	【補助対象経費】 補助対象事業にかかる以下の経費 1 活動に関する費用 2 広報に関する費用 【補助金額の算定方法・考え方】 予算の範囲内で市長が決定する			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				
交付状況等 【上段: 交付件数】 【下段: 決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	8 件	8 件	8 件	
	4,833 千円	4,833 千円	4,833 千円	4,833 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	・防犯に関する広報啓発 ・年末年始の防犯活動 ・防犯パトロール ・少年非行防止活動 ・地域防犯大会や暴力追放大会の実施				
補助金交付 による効果	地域の防犯は校区や町内会、各事業者単位だけでは対応が難しいことも多く、各地区の防犯協会が警察や行政、また地域や事業者等とも連携して、様々な活動を迅速に行うことで、犯罪の抑止や防犯情報の周知、防犯意識の啓発などにつながっている。				

※1: 金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。